



バレンタイン♡  
(撮影 志村賢一)

## 今後を問われる令和5年 ニッポンも会社も家庭も学校も…

ここ数十年変わらず先送りしてきました。いよいよ手術しかも大手術が迫ったように思います。

妻が電気料金の請求額を見てびっくりしていました。驚くほどのアップです。他も推して知るべしです。物価の大転換が進みます。

ニッポンは物価の安さと品質の良さが世界から支持されています。これはモノ・サービスを支える人、つまり賃金の安さがこの安価を支えています。この仕組みを見直す年になるでしょう。

今、学生服、学用品、ランドセルの中古品が流行っています。ほとんど新品と変わりません。これで十分という人がいっぱいいます。

どうやら生活自体も華美に過ぎたようです。ペットは生活の癒しには欠かせません。家族の一員です。が、残念ながらここも見直しです。シャンプーは3日に一度でいいでしょう。

そう考えますと、絶対必要な支出にはどんなものがあるでしょう。宅配ドライバーさんのことを思ったら送料無料は続きません。学習塾かけもちも親子幸せでしょうか。介護施設のワーカーさん給料ももっともらって当然です。

考えてみますと、「使い方」をまず見直して見ることでしょう。現状を維持しつつ収入が足りない、は本質を欠いたものになります。

この根本原因はニッポンの“精神的砂漠化”にあるように思えてなりません。

他人はどうでもよくて自分だけ…病がむしばんできつつあります。

ニッポンは古来そんな人種ではない。文化的で利他を重んじるニッポンです。

今年はまさにその分岐点、一人ひとり良い国への一步を歩み出しましょう！



## インボイス制度が緩和されます



今年の10月よりスタートする「インボイス制度」が緩和されます。  
今まで免税事業者であった事業者様は、特に必見です。

### ① 免税事業者がインボイス登録した場合の3年間の緩和措置(2割特例)

→消費税の納税額が、売上金額に係る消費税額の**2割**で済みます。

ex.売上金額 900万円(消費税額 90万円の場  
90万円(消費税額) × 2割 = 18万円(納付税額)



・**対象期間**: 令和5年10月から令和8年9月30日  
(令和8年10月1日以降は適用なし。)

・**対象事業者**: 基準期間の課税売上高が1,000万円以下の事業者

※基準期間の課税売上高が1,000万円以下の事業者であっても「課税事業者の選択届出書」を提出している事業者は、無効にする手続きが必要です。

・**メリット**: 事前の届出が不要で、申告時に「原則的な計算」か「**2割特例**」を選択できる。

※卸売事業者は、簡易課税を選択された場合は「1割負担」で済みます。

(「**2割特例**」を選択する場合は、消費税の確定申告書に付記する必要あり。)

・売上税額のみから計算が可能で、仕入に係る帳簿やインボイスの保存・管理が不要なので、事務負担が劇的に軽減される。

### ② 中小企業の1万円未満の仕入・経費のインボイス不要(少額特例)

→1万円未満の仕入・経費に係るインボイスがなくても帳簿に記載することで、仕入税額控除(消費税の軽減)が可能になります。



・**対象期間**: 令和5年10月から令和11年9月30日  
(令和11年10月1日以降は適用なし。)

・**対象事業者**: 基準期間における課税売上高が1億円以下等の事業者

・**メリット**: インボイス不要により、消耗品や社員の立替金精算で、事務負担が軽減される。

#### そもそもインボイス制度とは...

消費税の計算をする際、現制度下では、売上に係る消費税から仕入・経費に係る消費税を、相手方が課税事業者か免税事業者かにかかわらず差し引けておりますが、インボイス制度下では、相手方が「課税事業者かつインボイス登録事業者」でないと差し引けなくなります。インボイス登録事業者の売り手側は、買い手からインボイスの交付を求められたら、相手方に交付しなければならず、交付した写しを保存しておかなくてはいけません。反対に買い手側も、受け取ったインボイスを保存しなくてはなりません。現在、免税事業者で、メインの取引先が事業者(BtoB)である方は特に要検討です。

今回ご紹介させて頂いた変更点は、概要になります。詳細は、担当者か当事務所へお問合せください。



# 新入社員紹介

1月から新しく3名が入社いたしました！今回はそのうちの2名をご紹介します。



この度1月よりこちらの事務所にお世話になることになりました、渡邊 朋子(わたなべともこ)と申します。一昨年に川崎市よりこちらの地域に移住し、ご縁いただきましてこちらで務めることになりました。もともと、新潟県の雪国で育ち、大学生活から都心に出てきました。東京、埼玉、千葉など引っ越しを繰り返し、たどり着いたのがこの湘南地域です。引っ越しに当たっては、もともと自然豊かな山で育った私は、年を重ねるにつれて自然ある土地への憧れが強くなり、どこが

自分と家族に合っているのかと悩みました。最後は、親戚がいるこの土地に導かれた結果となりました。移住し約2年ですが、本当にこの地に来てよかったと感じております。

自然豊かな土地というのは、海や山だけでなく、食材を通して感じており、新鮮な地元野菜が店頭にあくさんあるのはうれしい限りです。ただ、お米はやはり新潟です(笑)。

趣味は、子育てに追われゆとりがないのが現状ですが、旅行が好きで海外の添乗員をやっていた時期もあります。雪国出身ですので、お正月休みは、スキーを楽しみます。ボードじゃないのが、年がばれそうです…。

この地で地元の皆様と関わりを持ちながら仕事ができるのを楽しみにしております。まだまだ未熟ではございますが、早く慣れて皆様のお役に立てるように努力してまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

この度令和5年1月よりこちらの事務所でお世話になることとなりました、青木 友直(あおきともなお)と申します。趣味でよさこいをやっておりますので、たまにお近くのお祭りなどで踊っております。

はじめての税理士事務所ですので、右も左もわかりませんが事務所の皆様からご指導ご鞭撻いただき、お客様のお役に立てよう成長中でございます。

前職では、経理事務と小売営業を経験し会計に触れることはありましたが、税理士事務所の一員として知識レベルはまだですので、日々勉強し会計についてお客様から相談を受けられるよう経験を積んで参ります。

ご迷惑をおかけしてしまうことも多々あることと思いますが、お客様にお会いできることを楽しみに頑張っております。

何卒よろしくお願い申し上げます。



## 知らぬが損！？ 税金豆知識

今年も 2 月 16 日から確定申告が始まり、毎年確定申告されている方はバタバタされておられるかと思います。今回は**確定申告(所得税)の豆知識**として、馴染みがない控除の一つ、雑損控除についてご説明させて頂きたいと思ひます。

**雑損控除とは**…災害または盗難もしくは横領によって、納税者又は納税者と生計を一にする親族が、保有する資産について損害を受けた場合は、一定の所得控除を受けることができます。

災害または盗難もしくは横領の具体例

- ① 大雪による積雪で、屋根が倒壊した
- ② 台風により、屋根が吹き飛ばされた
- ③ シロアリによって、家屋が被害を受けた
- ④ 空き巣に入られ、被害を受けた etc…



雑損控除の計算方法

次の(1)と(2)のうち、いずれか多い方の金額となります。

(1) (損害金額+災害等関連支出の金額-保険金等の額)-(総所得金額等)×10%

(2) (災害関連支出の金額-保険金等の額)-5 万円

※災害等関連支出とは、家屋が被災したことにより住めなくなった場合等に、取り壊した費用などが含まれます。なお損害金額が多く、その年で控除しきれなかった場合は、翌年以後の3年間に渡って繰り越すことが可能です。

## 世の中捨てたものでない！



何年前だったか 新大久保駅のホームから落ちた人を助けるため、電車に轢かれてしまい 亡くなったしまった韓国人留学生ら3人 将来、日韓の架け橋になりたいという志を持っていたと。。。残念 もったいない 悲しすぎる。

そういえば昔 石狩峠の運転手が車を止めるため自ら 下敷きになって止めた。おぼれた人を助け 自分が死の救助になったと。

世の中捨てたものでない ころ温かき人がいっぱいいる。

(宇久田 進治)

所長・職員一同、みなさまからのご意見・ご感想をお待ちしております

発行・編集 宇久田進治税理士事務所/株経営センターグロウ

〒251-0042 神奈川県藤沢市辻堂新町 1-1-2 クロスポイント湘南

6F

TEL 0466(36)0627 / FAX 0466(33)4892

さわやか土曜塾  
しばらくお休みいたします。



毎週日曜日 18時～18時29分 FM83.1

日曜日の夕暮れ時は、

『ざいつきげんの音楽鍋』でよいひと時を♪

